

平成 26 年 7 月 18 日

第三セクター等改革推進債の経過措置に係る「計画」の承認

総務省は、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 33 条の 5 の 7 第 1 項に基づき、地方公共団体から提出された第三セクター等改革推進債の経過措置に係る「計画」を本日付で 20 件（18 団体）承認しました。

【承認を受けた地方公共団体と対象となる第三セクター等】

埼玉県	埼玉高速鉄道株式会社
山梨県	公益財団法人 山梨県林業公社
京都府	一般社団法人 京都府森と緑の公社
奈良県	公益財団法人 奈良県林業基金
さいたま市	埼玉高速鉄道株式会社
大阪市	大阪市自動車運送事業会計（バス事業）
北九州市	北九州市港湾整備特別会計
北海道苫小牧市	苫小牧市土地開発公社
北海道石狩市	石狩市土地開発公社
北海道美唄市	美唄市土地開発公社
〃	職業訓練法人 美唄情報開発学園
埼玉県川口市	埼玉高速鉄道株式会社
千葉県松戸市	松戸市土地開発公社
東京都あきる野市	あきる野市土地開発公社
石川県金沢市	金沢市土地開発公社
福井県小浜市	小浜市土地開発公社
長野県駒ヶ根市	駒ヶ根市土地開発公社
〃	駒ヶ根観光開発株式会社
三重県桑名市	桑名市土地開発公社
福岡県中間市	中間市土地開発公社

連絡先

総務省自治財政局公営企業課
担当：渡辺理事官、篠崎係長
電話：03-5253-5635
FAX：03-5253-5636

趣旨・背景

第三セクター等の経営悪化や、地方公共団体財政健全化法の全面施行(平成21年度以降)により第三セクター等に係る債務等が健全化指標で捕捉されるようになったことを踏まえ、第三セクター、地方公社及び公営企業(第三セクター等)の抜本的改革(事業の意義、採算性等を踏まえた法人・会計の存廃を含む検討と検討結果の実行)について、先送りをすることなく早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むことが求められた。

平成21年度～平成25年度

- 平成21年3月、「経済財政改革の基本方針2008」等を踏まえ、第三セクター等の整理又は再生を円滑に実施することができるよう、地方財政法の一部改正により「第三セクター等改革推進債」を創設(平成21年度から25年度までの間の特例措置)。
- 「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知)等により、平成21年度から25年度までの間に、「第三セクター等改革推進債」も活用した第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革への集中的かつ積極的な取組を要請。

第三セクター等の抜本的改革等に関する指針

平成21年度から25年度までの間に、基本的にすべての第三セクター等を対象として、必要な検討を行い、第三セクター等改革推進債も活用し、存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うことを要請。(「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」平成21年6月総務省自治財政局長通知)

<主な要請内容>

- 現在第三セクター等が行う事業の意義(公益性)、採算性、事業手法等の検討
- 情報開示の徹底による責任の明確化等
- 存続する第三セクター等の指導監督等(公的支援の限定(特に損失補償は行うべきではない)、資金調達はプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本とするべき等)

平成26年度～

- 平成25年度中に抜本的改革を行うことを決定し、平成26年5月31日までに総務大臣に対して総務省令で定める「計画」を提出の上、承認を受けた地方公共団体について、平成28年度まで第三セクター等改革推進債の起債を可能とする経過措置を講じる(地方財政法の一部改正(平成26年4月1日施行))。